

#### 4 環境問題の経緯

|      | 環境の状況等  | 行政の動き   | 国・県等の動き   |
|------|---|---|---|
| 大正   | 9. 皮革工場の悪臭、汚水による漁業、耕作への悪影響に関する訴えが起こる。   |   | 11. 神通川(富山県)流域で奇病発生   |
| 昭和初期 | 3. この頃から南部臨海地域に鉄鋼メカ、火力発電所等の新・増設が相次ぎ、10年代後半には国内最大の発電基地となる。これに伴い、火力発電所を中心にしたばい煙による大気汚染が深刻な状況になり、「甚だしいときには、歩行者は眼を冒され、歩くのに困難するといふ有様」の新聞記事が見られる。<br>9. 尼崎衛生組合連合会が「煤煙防止交渉委員」を選出、発電所に繰り返し抗議  |   |   |
| 10年代 |   | 11. 市議会「煤煙防止河川浄化委員会」設置<br>13. 同委員会、発電所のばい煙防止のための集じん機の設置を決議し、関係機関に要望   |   |
| 20年代 | 25. 煤塵収集箱を設置、降下ばいじん調査開始   | 29. 降下ばいじん量、浮遊ばいじん量、亜硫酸ガス濃度等を調査(国立公衆衛生院 鈴木武夫博士指導)   | 24. 東京都公害防止条例制定<br>28. 水俣病患者発生  |
| 30年代 | ・ 電力、鉄鋼、化学等を中心に工業生産は飛躍的に伸び、この30年代は北部地域を中心に人口が急増<br>32. 降下ばいじん量 $67.6 \text{ t}/\text{km}^2/\text{月}$ 一部地域で記録(現在の年平均値の約20倍)<br>・ 経済活動の急激な伸びなどにより、亜硫酸ガス濃度が上昇傾向を示す。  | 32. 市長を本部長とする尼崎市大気汚染対策本部(学識経験者、市民代表、産業界代表、行政機関代表で構成)を設置、上記調査結果をもとに対策を検討<br>32. 大気汚染拡散メカニズムの把握のため、国内初の高さ別のばいじん、亜硫酸ガス濃度、湿度分布等を調査(～33年、自衛隊等の協力を得る。)<br>34. 火力発電所に対し、重油専燃と集塵装置の設置など、ばい煙防止対策の実施を要請<br>36. 大気汚染等が一定条件に達した場合に、市独自の汚染広報を発令し、ばい煙の排出について発生源の協力を要請することとなる。[判断指標:硫黄酸化物濃度、浮遊ふんじん濃度、逆転層の存在]<br>38. 衛生局環境衛生課に衛生公害係を設置  | 33. 水質保全法制定<br>33. 下水道法制定<br>33. 工場排水規制法制定<br>35. 四日市ぜんそく多発<br>37. ばい煙規制法制定<br>37. 東京でスモッグが続き問題化<br>39. 新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発<br>39. 大阪国際空港騒音対策協議会(11市協)設立  |
| 40年代 | 41. 国設尼崎大気汚染測定所(現 中部測定所)測定開始<br>42. 市設置の北部測定所が測定開始、以後南部、東部、西部、北東部の順に大気汚染測定所が整備される(～57年)<br>45. 南部測定所の二酸化硫黄濃度の年平均値 $0.087\text{ppm}$ を記録(現在の約10倍)<br>45. 市域の一部が公害に係る健康被害の救済に係る特別措置法の指定地域となる。<br>46. 人口55万4千人(最多)を数える。<br>47. 山陽新幹線開通<br>48. 関西電力(株)尼崎第一発電所運転停止<br>・ 降下ばいじん総量の減少傾向は止まり、以後ほぼ横ばいの状態が続く。 | 44. 兵庫県及び市内62社3企業団地と第1次大気汚染防止協定を締結[硫黄酸化物に係る環境基準(旧基準)の早期達成を目指し、使用燃料中の硫黄含有率の低減、高煙突化、除去装置の設置などを盛り込む。]<br>45. 同相当の公害対策室を設置するほか、公害問題を専門的に調査研究する公害対策専門委員を学識経験者に委嘱<br>47. 兵庫県及び市内66社3企業団地と第2次大気汚染防止協定を締結[北部測定所を除いて硫黄酸化物に係る環境基準(旧基準)が達成できず、また、公害病認定患者の増加も著しいことから、硫黄酸化物排出量の総量削減を中心に第1次協定を改定、強化]<br>47. 逢川水質汚濁機構構解明調査実施(京都大学に委託)<br>47. 尼崎市公害対策審議会設置<br>47. 「阪神三市山陽新幹線公害対策連絡協議会」を設置し、騒音・振動公害対策について国等への要望を開始した。(尼崎、伊丹、西宮)<br>48. 尼崎市民の環境をまもる条例公布[前文で健康でかつ快適な環境を享受する権利を市民が有することを明らかにするとともに、公害等の防止だけでなく、緑化の推進や空地の適正管理、公害紛争調整委員会等も規定するなど総合的な環境条例と言えるもの] | 42. 公害対策基本法公布<br>43. 大気汚染防止法公布<br>43. 騒音規制法公布<br>43. 都市計画法公布<br>44. 兵庫県公害防止条例公布<br>44. 硫黄酸化物に係る環境基準(旧基準)閣議決定<br>45. 東京都に光化学スモッグ発生<br>45. いわゆる「公害国会」が開かれ、公害対策基本法等が強化、改正される。(水質汚濁防止法公布)<br>46. 悪臭防止法公布<br>46. 環境庁発足<br>48. 第1回環境週間の実施<br>48. 瀬戸内海環境保全臨時措置法公布<br>48. 公害健康被害補償法公布<br>49. 大気汚染防止法一部改正(硫黄酸化物総量規制導入) |

|              |  |  |   |
|--------------|--|--|---|
| 50<br>年<br>代 | <p>50. 関西電力(株)尼崎第二発電所運転停止</p> <p>50. 全測定所で硫酸酸化物に係る新環境基準(48年に新基準に改正)を達成[国の目標年度より3年早く達成、以後徐々に減少し、現在は横ばい状態(年平均値0.007ppm前後)]</p>   | <p>50. 兵庫県及び市内62社2企業団地と第3次公害防止協定を締結[大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、産業廃棄物等の総合的な対策を盛り込む。特に、窒素酸化物については、各工場ごとの52年度の排出量を48年度実績の36%カットとする総量規制の考え方を導入している。]</p> <p>52. 尼崎市民の環境をまもる条例一部改正[公害が顕在化してからの事後的、対症療法的な政策では不十分なため、生活環境を阻害するおそれのある事業に事前協議制度を導入]</p> <p>53. 工場跡地に関する取扱要綱制定(53.4.1)</p> <p>54. 尼崎市環境影響評価指導要綱制定[大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価し、住民の意見を踏まえてあらかじめ必要な対策を講じるために行うもの]</p> <p>58. 兵庫県及び市内52社と第4次公害防止協定を締結[第3次協定の内容を強化、改正するとともに、新たに緑地の整備、景観の向上、工場跡地の利用、自動車公害の防止等を盛り込む。]</p>   | <p>51. 振動規制法公布</p> <p>53. 環境庁 二酸化窒素に係る環境基準の改正を告示</p> <p>56. 大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し</p> <p>59. 環境影響評価の実施について閣議決定</p>   |
| 60<br>年<br>代 |  |  | <p>63. 公害健康被害の補償等に関する法律施行[第1種地域全面指定解除される。]</p> <p>63. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布</p>  |
| 平<br>成       | <p>元年 関西熱化学(株)大浜コークス炉停止(元年7月)</p> <p>6. 関西熱化学(株)扇町コークス炉停止(6年10月)</p> <p>6. (株)神戸製鋼所尼崎製鉄所廃止(59.9.9溶鉱炉停止、6.9.30公害防止協定廃止)</p> <p>8. 麒麟麦酒(株)尼崎工場廃止(8.9.6公害防止協定廃止)</p> <p>8. 同和精鉱(株)廃止(8.3.27公害防止協定廃止)</p> <p>9. 水質の常時監視測定を庄下川、蓬川で開始(テレメーター接続)</p> <p>12. 中部及び武庫川測定所でPM2.5の測定開始</p> <p>13. 北東部と西部の一般環境測定所休止</p> <p>13. 関西電力(株)尼崎第三・尼崎東発電所運転停止(13.12.15公害防止協定廃止)</p> <p>13. 大日本インキ化学工業(株)関西樹脂製造所廃止(13.6.20公害防止協定廃止)</p> <p>15. 東部測定所休止</p> <p>16. 日本山硝(株)(16.3.12公害防止協定廃止)</p> <p>17. 三菱電線工業(株)(17.3.10公害防止協定廃止)</p> <p>17. (株)クボタ技術開発研究所(17.3.15公害防止協定廃止)</p> <p>17. 日新製鋼(株)大阪製造所(17.3.30公害防止協定廃止)</p> <p>17. クリオン(株)大阪工場(17.4.30公害防止協定廃止)</p> <p>18. 日本鍛工(株)(18.3.20公害防止協定廃止)</p> <p>18. 白石工業(株)尼崎工場(18.7.31環境保全協定廃止)</p> <p>19. ダイセル化学工業(株)大阪製造所神崎工場(19.3.31環境保全協定廃止)</p> <p>21. 住友鋼管(株)関西事業所大阪(21.3.31環境保全協定廃止)</p> <p>21. アマテイ(株)(21.3.31環境保全協定廃止)</p> <p>21. 東洋紡リビングサービス(株)(21.3.31環境保全協定廃止)</p> <p>21. 津田金属熱煉工業(株)(21.3.31環境保全協定廃止)</p> | <p>2. 「あまがさき快適環境プラン」策定</p> <p>4. 庄下川水質浄化短期対策事業着手(~6年度)</p> <p>6. 尼崎市環境審議会設置(旧公害対策審議会廃止)</p> <p>8. 「地球環境を守るわたしたちの行動計画(ローカルアジェンダ21あまがさき)」策定</p> <p>9. あまがさき快適環境プラン一部改定</p> <p>10. 環境保全に向けた市役所としての率先実行計画(あまがさきエコプランを策定)</p> <p>11. 航空機騒音防止法に基づく指定の解除について告示(尼崎市域における騒音対策区域はH12.4.1から廃止される。)</p> <p>12. 尼崎市役所 ISO14001 認証取得(12.9.27)</p> <p>12. 尼崎市の環境をまもる条例公布(12.12.26)</p> <p>13. 尼崎市の環境をまもる条例施行(13.2.1)</p> <p>13. 悪臭・騒音・振動に係る規制地域の指定等を告示(13.3.28)</p> <p>15. 工場跡地に関する取扱要綱を土壌汚染対策法の実効性を高める目的で改正(15.2.15)</p> <p>15. 「尼崎市環境基本計画」策定(15.3.24)</p> <p>17. 尼崎市環境影響評価等に関する条例公布(17.3.4)</p> <p>17. 尼崎市環境影響評価等に関する条例施行(17.10.1)</p> <p>18. 第4次公害防止協定の一部改定により41社42工場と環境保全協定を締結(18.2.28)</p> <p>19. 「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」策定(19.3.30)</p> <p>21. 中核市移行に伴う環境保全協定により36社37工場と環境保全協定を締結(21.4.1)</p> <p>22. 「第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」及び「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」策定</p> | <p>3. 再生資源の利用の促進に関する法律公布</p> <p>4. 地球サミット(環境と開発に関する国連会議)ブラジルで開催される</p> <p>5. 環境基本法公布</p> <p>7. 環境の保全と創造に関する条例公布(兵庫県)</p> <p>8. 環境影響評価法公布</p> <p>9. 環境影響評価に関する条例公布(兵庫県)</p> <p>9. 大気汚染防止法の施行令の一部改正(ダイオキシン類の排出基準設置8.29公布12.1施行)</p> <p>9. 地球温暖化防止京都会議開催(12.1~11)</p> <p>11. 環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針/運用基準」策定(11.1.29)</p> <p>11. 地下水の環境基準に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目を追加</p> <p>11. 尼崎公害訴訟企業9社と和解(11.2.17)</p> <p>12. ダイオキシン類対策特別措置法施行(12.1.15)</p> <p>13. 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令等が施行され、汚濁負荷量の総量の削減を図る項目として、窒素及びりんの内容量を追加した。</p> <p>15. 土壌汚染対策法施行(15.2.15)</p> <p>15. ディーゼル車の運行規制を目的に、環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例を公布</p> <p>17. 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行(17.1.1)</p> <p>18. 石綿による健康被害の救済に関する法律施行</p> <p>19. エコリズム推進法施行(20.4.1)</p> <p>20. 生物多様性基本法施行(20.6.6)</p> <p>21. 土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布(21.4.24)</p> <p>22. PM2.5の環境基準を追加(21.9)</p> <p>22. 土壌汚染対策法の一部を改正する法律施行(22.4.1)</p> |